イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事又は鋼構造物工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,000点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成11年度以降公告日までに鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ面積400㎡以上の建物新設工事及び１ヶ所当たりの高さ25m以上の鋼構造物新設工事を施工した実績を有すること（同一契約でなくても良い。）（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成11年度以降公告日までに、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ面積400㎡以上の建物新設工事又は１ヶ所当たりの高さ25m以上の鋼構造物新設工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

イ　建設業法の建築一式工事又は鋼構造物工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　建築一式工事又は鋼構造物工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事又は鋼構造物工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイにする構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「与那国㉖駐屯地新設建築工事（４地区）○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 26 年８月６日

国立大学法人東北大学理事　佃　　良彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第５号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量

眼科電子カルテシステム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成27年度１月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　現在稼働中の眼科診療支援システムとデータの互換性あり、稼働中のデータが全て閲覧できること。

Ｂ　システム更新前のデータは、同一システムにて、システム更新後も管理、運用できること。

Ｃ　病院診療支援システム（病院電子カルテ）と並行稼働することで、眼科診療が可能であること。

Ｄ　眼科外来受付患者の情報が取得可能であること。

Ｅ　眼科外来受付患者の病名情報が取得可能であること。

Ｆ　眼科外来受付患者の処方情報が取得可能であること。

Ｇ　眼科外来受付患者の予約情報が取得可能であること。

Ｈ　眼科診療支援システムで作成した記事をレポートにして、診療支援システム（病院電子カルテ）に送信し、診療支援システムにて眼科診療録の閲覧が可能であること。

Ｉ　眼科の入院、退院のステータスを診療支援システム（病院電子カルテ）と連動して管理できること。

Ｊ　眼科診療支援システムで撮影した画像データは、病院の統合画像システムにＤＩＣＯＭ送信する事で、診療支援システム（病院電子カルテ）にて閲覧可能であること。

Ｋ　静的視野計に関しては、現在運用中の眼科診療支援システムと互換性があること。もしくは現在運用中の専用ビュアと連動して動作すること。

Ｌ　眼科部門に設置されている検査機器のデータを取得、閲覧できること。

Ｍ　眼科の各診察室（外来診察室、病棟診察室、救急外来）及び、手術室、医局で、眼科診療データの入力、閲覧が可能であること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成26年９月８日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒980―8577　仙台市青葉区片平２－１－１　東北大学財務部調達課調達第一係長　菊地　　崇　電話022―217―4869

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成26年８月６日から平成26年９月８日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　平成26年８月25日16時30分

⑵　開催場所　東北大学病院第５会議室

５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

６　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Ophthalmic Medical Chart System 1 Set

⑶　Type of the procurement : Purchase

⑷　Basic requirements of the procurement :

A　The new ophthalmic medical chart system should be compatible with the present system and all data in the current system should be able to read through the new system.

B　All the data, that has been stored in the present system, should be able to managed and run in the new system.

C　The new system should operate in parallel with the hospital medical chart system to run the ophthalmology clinic.

D　The new system should provide the outpatients information from the ophthalmology clinic.